

遊亀公園附属動物園シンボルマーク募集要項

遊亀公園附属動物園は、令和9年度のリニューアルオープンを見据え、休園する中で整備を進めております。

本事業は、シンボルマークの作成により、本園への関心やリニューアルオープンへの機運を高めること、並びに、開園を待つファンの方や新たな来園者の方に対し、本園へのさらなる愛着を深めていただくことを目的とし実施するものです。

1. シンボルマークの活用

- 遊亀公園附属動物園入口へのプレートの設置
- 遊亀公園附属動物園のホームページ、印刷物、ユニフォーム、PR等への活用
- 遊亀公園附属動物園売店のお土産品、包装への活用
- 他団体による遊亀公園附属動物園のPRに関連する事業への活用 等

2. 優秀作品表彰

- 最優秀賞・・・1点 賞金10万円
- 市長特別賞・・・1点 賞金 5万円

3. スケジュール

令和8年 6月22日(月)	受付開始
令和8年 8月31日(月)	受付終了 ※郵送の場合は当日必着
令和8年 9月以降	選考、最優秀賞作品・市長特別賞作品の決定
令和8年11月以降	最優秀賞作品・市長特別賞作品の発表
令和9年度	最優秀賞作品の活用開始

4. 応募方法・注意事項等

- 応募資格要件
 - ・ 無し(1人3点まで)

- 応募方法

- ・ 応募用紙(持参、郵送)
応募用紙は甲府市役所や市内の公民館等の施設に設置します
または市公式ホームページよりダウンロードください
- ・ データ送信(応募フォーム)
データによる応募の場合、データ容量は5MB以下とし、データ形式はjpeg(jpg)、png、PDFファイルのいずれかとなります
ただし、A4サイズで印刷した際に、デザインが鮮明に分かるものとします

- 作成にあたっての注意事項

- ・ 遊亀公園附属動物園にふさわしいシンボルマークであること
- ・ 動物をデザインの一部とする場合、擬人化をしないこと
例：亀を立たせる、動物が言葉を発している 等
- ・ 色数は自由とするが、単色・モノクロとしての使用にも対応できるデザインであること
- ・ 印刷物やデジタル媒体等に使用可能なデザインであること
- ・ 応募者が創作したデザインかつ未発表の作品であること
- ・ 他の著作物からの流用や模倣でなく、また、生成AIにより作成したものではないこと

- その他

- ・ 入賞作品の著作権等の一切の権利は甲府市に帰属します
- ・ 応募者は、応募作品に関し、著作権者人格権を行使しないものとします
- ・ 応募作品において著作権に関わる問題が発生した場合は、その損害を含めすべて応募者の責任とします
- ・ 応募に係る費用は応募者の負担とし、作品は返却しないものとします
- ・ 応募者の個人情報(目的以外に使用しないが、入賞者については本人または保護者の承諾を得た場合に限り、氏名及び住所(市町村名まで)等を公表します
- ・ 作品のデザイン等に関して、若干の修正をすることがあります
- ・ 選考委員は応募できないものとします

5. 応募・問い合わせ先

甲府市 まちづくり部まち開発室公園緑地課
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎8階
TEL 055-223-6101
※持参の場合、受付時間は平日午前8時30分から午後5時まで